

上山高原自然再生 全体構想

平成25年3月

上山高原自然再生協議会

目次

第1章 自然再生全体構想策定の背景と経緯	1
1-1 自然再生全体構想策定の背景	1
1-2 これまでの取り組み	1
1-3 取り組みの課題	1
第2章 対象地域の概況	3
2-1 対象地域	3
2-2 社会的概況	5
2-2-1 集落の状況	5
2-2-2 法規制状況（自然公園、鳥獣保護区、保安林等）	5
2-2-3 土地所有状況と分収造林の状況	9
2-2-4 国有林、民間事業者等との連携	9
2-3 自然の概況	10
2-3-1 地形	10
2-3-2 植生	10
2-3-3 動物	13
第3章 上山高原自然再生の方針と目標	15
3-1 自然再生事業を進める際の基本的視点	15
3-1-1 環境と経済が一体となった持続可能なシステムの創造	15
3-1-2 アダプティブマネジメントによる取り組み	16
3-1-3 プログラムや環境教育と連携した自然再生の実施	18
3-2 取り組みの対象期間	19
3-3 取り組みの基本方針と目標	19
3-3-1 エリア・ゾーンの設定	19
3-3-2 エリア・ゾーンごとの現状と課題	20
3-3-3 取り組みの基本方針	22
3-3-4 目標	23
第4章 上山高原自然再生の取り組み	27
4-1 高原エリアにおける取り組み	27
4-1-1 草原ゾーンにおけるススキ草原の復元	27
4-1-2 森林ゾーンにおけるブナ等落葉広葉樹林の復元	29
4-2 里エリアにおける取り組み	30
4-2-1 水辺ゾーンにおける取り組み	30
4-2-2 里山ゾーンにおける取り組み	30
4-2-3 人里ゾーンにおける取り組み	30
4-3 自然再生事業の進め方	31

4-4	モニタリングの実施.....	32
第5章	協議会構成員と役割分担.....	33
5-1	協議会が果たす役割.....	33
5-2	構成員名簿.....	33

第1章 自然再生全体構想策定の背景と経緯

1-1 自然再生全体構想策定の背景

上山高原とその周辺地は扇ノ山等の国有林のブナ林に代表される自然性の高い原生的自然とともに、麓の里に住む人々の営みの中で維持されてきたススキ草原等二次的自然があり、これらが一体となって他地域にない貴重で多様な生態系を形成しています。その結果、イヌワシをはじめ貴重な生物も生息しています。しかし、昭和30年代頃のスギ植林等により原生的自然は減少し、ススキ草原等の二次的自然も採草や放牧等が行われなくなり人により管理がなされず面積が極度に減少しています。

この貴重で豊かな自然を県民共有の財産として後生に残すため、「上山高原エコミュージアム(仮称)基本計画」(平成13年度策定)に基づき、ススキ草原やブナ林の復元事業等が進められてきました。

事業の推進にあたっては、地域の有形無形のことを資源として保全・活用していくエコミュージアムの手法を用い、地域住民を中心に様々な主体の参画と協働による事業体制づくりを進めてきました。

1-2 これまでの取り組み

上山高原では平成14年度から県有地内および町有林において「ススキ草原の再生のためのササや灌木の刈り取り」および「スギ人工林のブナの森を主体とする落葉林化」を実施し、モニタリング調査を実施してきました。

ススキ草原の復元においては、平成23年度までに約35ha、ブナの森を主体とする落葉広葉樹林の復元については約15haのスギを伐採し、6,500本のブナ等を植栽しています。

1-3 取り組みの課題

対象地域において自然再生に取り組むにあたり課題と考えられる事項は以下のとおりです。

ススキ草原の再生

上山高原では、かつてススキ草原が広がり、イヌワシをはじめ貴重な生物も生息してきました。このススキ草原は採草や放牧等人々の営みの中で維持されてきた二次的自然です。しかし、近年、農業の機械化、高齢化等により放牧・採草が行われなくなり、人により管理がなされず面積が極度に減少しています。自然再生事業を進めるにあたっては、かつての生物多様性が豊かなススキ草原を復元していく必要があります。

ブナを中心とした落葉広葉樹林の再生

上山高原とその周辺地は国有林のブナ林に代表される自然性の高い原生的自然が分布していました。しかし、昭和 30 年代頃のスギ植林等により原生的自然は減少しています。自然再生事業を進めるにあたっては、かつての豊かなブナ等を中心とする落葉広葉樹林を復元していく必要があります。

第2章 対象地域の概況

2-1 対象地域

全体構想の対象地域は、上山高原エコミュージアムの圏域(上山高原及びその周辺集落、国有林等を含む約3,550ha)を対象地域とします。

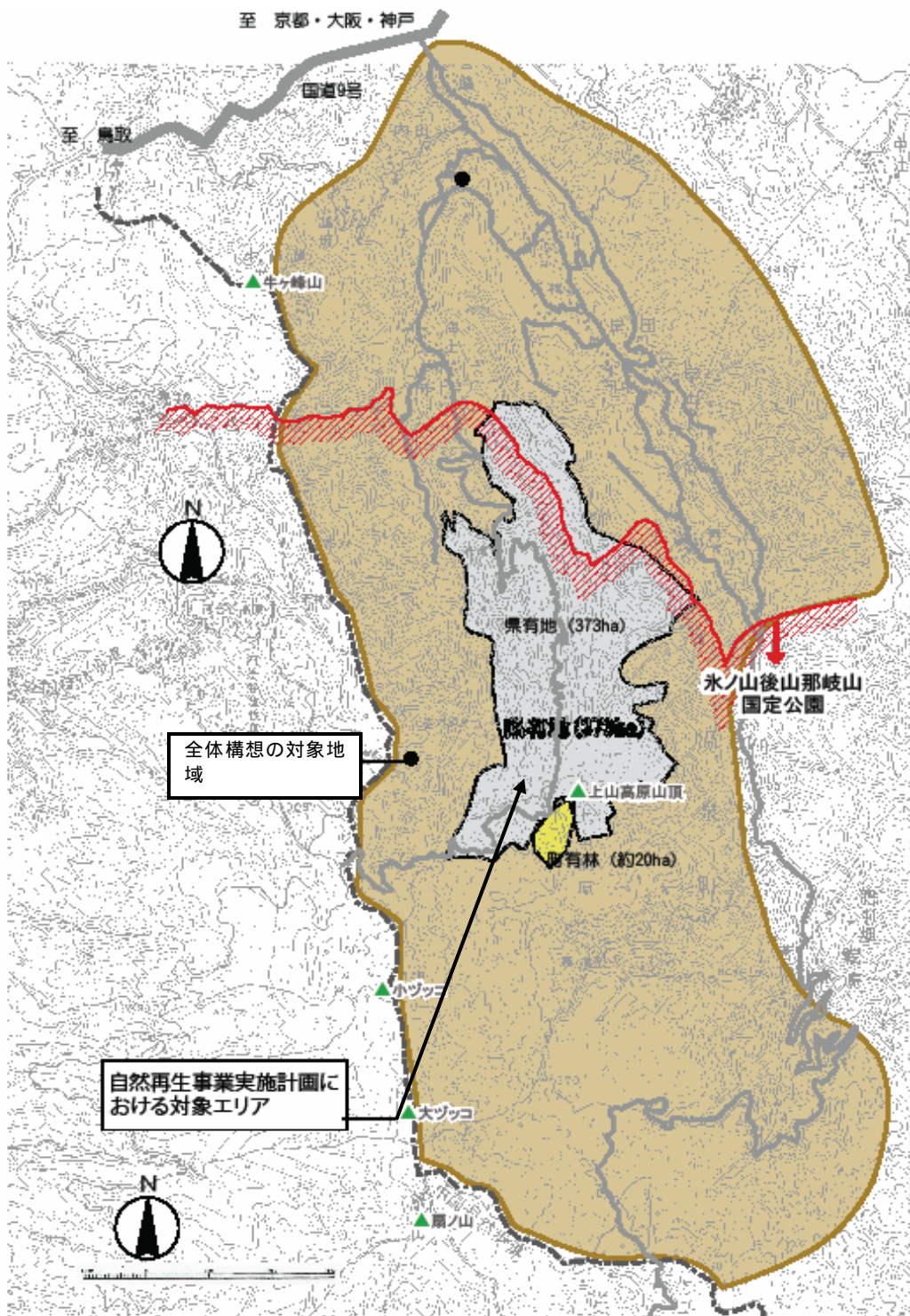
このうち、自然再生事業については、高原部となる県有地(373ha)および町有地(約20ha)において進めていきます。

位置、区域及び面積

位置	区域概要	面積
兵庫県美方郡新温泉町	上山高原エコミュージアムの圏域	3,550ha
	本実施計画 対象範囲	県有地 (373ha)
		町有地 (約20ha)

位置図





全体構想対象地域と自然再生事業実施地域

2-2 社会的概況

2-2-1 集落の状況

集落の構成・人口

整備計画地は八田地区でもより山寄りに位置する奥八田地区にあたります。奥八田地区は7つの集落で構成されており、合計人口616人(平成24年10月1日現在)で新温泉町の中でも特に過疎化の進んだ地区です。少子・高齢化も進んでおり、児童・生徒数についても、近年、減少傾向が続いています。

上山高原は、かつては牛の放牧が行われたり、草原を維持するための火入れが行われるなど、奥八田地区の集落と密接なつながりをもっていました。生産効率等から放牧がされなくなるなど、近年は関係性が薄れつつあります。

地域資源

上山高原周辺の集落は優れた農村景観をもち、近年価値が評価されている棚田や海上の傘踊り、岸田の念仏踊りなど、様々な伝統芸能が受け継がれています。また、海上地区で発見された約300万年前の昆虫化石、高原北西部の手つかずの自然が残る神秘的で原始的な小又川渓谷が存在します。

また、ブナの森を利用し、木工品等を加工しながら生活の糧にしていた木地師の墓石、高さ60m級の霧ヶ滝、赤滝といった名瀑もみられ、さらに上山三角点西懐からはナイフ型石器も発見されるなど、学術的・文化的にも非常に貴重で魅力のある地域になっています。

2-2-2 法規制状況(自然公園、鳥獣保護区、保安林等)

自然公園

上山高原ほぼ全域が氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されています。

扇ノ山周辺は、特別保護地区に指定されており、霧ヶ滝渓谷周辺や小又川渓谷は第1種特別地域に、上山山頂を中心とする東側は第2種特別地域に指定されています。その他は第3種特別地域です。

上山高原の北側は、但馬山岳県立自然公園に指定され国立公園に隣接しています。

(自然公園法)

区分	内容	行為規制
特別保護地区	公園のなかで特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区	知事の許可が必要。 特に厳重に景観保護を図る必要がある地区で、学术研究のための行為等極めて限定した範囲の行為のみ許可する。 森林施業としての木材の伐採は、原則禁伐の強い規制がある。

第1種 特別地域	特別地域のうち風致を維持する必要が最も高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域。	知事の許可が必要。 工作物の設置や土地の形状変更等は原則として許可されないほか、木材の伐採についても強い規制がある。
第2種 特別地域	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林・漁業については、努めて調整を図ることが必要な地域。	知事の許可が必要。 公園事業従事者、農林漁業従事者、地域内居住者等のための施設や住宅など、住民の日常生活に必要な施設は原則として許可される。 また、別荘、ホテル、保養所等であっても一定の規模要件を満たせば、許可される場合がある。
第3種 特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林・漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。	知事の許可が必要。 行為規制の程度は、ほぼ第2種と同じ。

鳥獣保護区

上山高原の西側をのぞいて周辺をとりまくように鳥獣保護区が指定されています（兵庫県指定）。

高原の南西部は特別保護地区に指定されており、鳥獣の保護のみならず、立木伐採、工作物設置等に許可が必要です。

（鳥獣保護法）

区分	内容	行為規制
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るために必要と認められる区域	鳥獣の捕獲の禁止。 土地、立木の所有者等は、 <u>知事</u> が営巣、給水、給餌施設を設置することを拒否できない。
特別保護地区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要と認められる区域	以下の行為について、 <u>知事</u> の許可が必要。 ア)水面の埋め立て又は干拓 イ)立木竹の伐採 ウ)工作物の設置 エ)その他政令で定める行為

保安林等


上山高原については、道路沿いおよび水路沿いをのぞき、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されています。

また、小又川溪谷、クゼン畑川、尾ノ谷川が砂防指定地になっています。

(森林法)

項 目	内 容
保安林内における 行為規制	次の行為について、知事の許可が必要。 ア)立木の伐採 イ)立竹の伐採、家畜の放牧、開墾その他土地の形質の変更
保安林解除の可能 性	次の場合に限り、農林水産大臣が指定を解除する。 ア)指定理由の消滅 ・保安林の受益の対象が消滅した場合 ・保安林の機能に代わるべき機能を果たす施設等が設置された場合 イ)公益上の理由 ・保安林を道路用地や学校用地などに供する必要性が生じ他に適地がなく、保安林の機能に代わるべき施設が設置された場合

■県有地内の保安林指定状況

 のぞく県有地の全てが
 水源涵養保安林に指定されている。

上山高原現存植生図凡例

1	シラビソのクマシラギク群落	9	チマキザサ群落
2	ブナ・ヒメアオキ群落	10	ススキ群落
3	ミズナラ・クマシラギク群落 ワラビ下位単位	11	シバ群落
4	ミズナラ・クマシラギク群落 ワラビ下位単位	12	雑草群落
5	ワラビ・クマシラギク群落	13	刈草場(人工草地)
6	ヒメキシヤブ群落	14	耕作地
7	スギ・ヒノキ群落 ミヤマイラクサ下位単位	15	雑草生地(2000-)
8	スギ・ヒノキ群落 リョウブ下位単位	16	開放水面

図II-1-4 現存植生図

0 100 250 500m

1 ha



2-2-3 土地所有状況と分収造林の状況

上山高原中心部（373ha）は県有地です。

県有地の南西部から扇ノ山にかけては国有林が広がり、南側は霧滝溪谷を中心に町有林、西側は企業林、北側・東側のほとんどが民有地です。なお、周辺の国有林については大部分がスギの人工林であり、一部ブナ林が鳥取県にかけて残されています。

県有地内の人工林は概ね分収造林であり、社団法人兵庫みどり公社が地上権を有しています。県有地における人工林のうち、県と同公社による分収契約地は約110ha（造林面積）で、全体の約30%を占めています。植林されているのは主としてスギであり、アカマツなども一部で植えられています。契約期間は、区画ごとに異なっていますが、最短で平成19年度、最長で平成52年度に期間が満了します。植林後約40年が経過していますが、全体的に生育状況は芳しくなく、特に積雪の影響が強い場所については幹が根元から湾曲しています。

分収造林については、平成21年度に県と同公社の間で確認書を締結し、広葉樹林化が可能となったところです。

2-2-4 国有林、民間事業者等との連携

全体構想の対象地域の南西部から扇ノ山にかけては国有林、南側は霧滝溪谷を中心に町有林、西側には企業林が広がっています。

扇ノ山周辺は風景林として広葉樹林が残されていますが、上山高原に近接する部分は、一部原始的なブナ林が残されているものの、その大部分がスギの人工林となっています。

国有林については、保護林を連結する「東中国山地緑の回廊」に設定され、野生動植物種の生息・生域地として、多様な樹種、林齢、林層から構成される健全な森林を目指しています。このため、区域内に現存する人工林については、現生態系の急激な変化を避けながらブナ等の高木性広葉樹を混交した多様な樹種からなる森林へ段階的に誘導することとしています。

また、当該緑の回廊は隣接する兵庫県有林及び新温泉町有林とも連結しています。

企業林については、ブナ苗の提供や企業の森（アドプト活動）等の制度の活用も検討していくことが可能です。

なお、国定公園にあっては、平成14年度自然公園法の改正により一定の能力を有する公益法人またはNPO法人が、風景地保護協定に基づく風景地の管理主体、公園内の利用施設の管理主体等になることが可能になっています（公園管理団体制度）。

したがって、上山高原の自然再生事業の実施に当たっては、全体構想の対象地域にある国有林や企業林などの森林所有者等関係者と事前に協議を行い、連携を図っていくこととしています。

2-3 自然の概況

2-3-1 地形

新温泉町は、兵庫県の西北端、美方郡の中西部にあり、西は鳥取県と接し、東経 134 度 29 分、北緯 35 度 38 分の地点に位置しています。

地形は、東西 12.5km、南北 18.2km でやや南北に長く、岸田川の浸食作用の影響により、急峻な地形が形成されています。総面積は 138.02 km²であり、全般的に山地が多く平地が少ない町です。特に、南部境界線付近は、兵庫県における最高峰氷ノ山（1,510m）の余脈を受けて、標高が高く 1,000m に及ぶ山々が連なっています。また、高原部から山麓にかけては、谷の開折・浸食が著しく進行しており、台地上の高原部に樹枝状に急峻な開折谷を形成しています。

地域の南部には、高原状の台地である上山高原（標高 946m）、畑ヶ平高原が広がり、さらに地域南西部には扇ノ山系（標高 1,309m）の山々が南北に長くのびています。

地目別面積では、宅地・道路・その他以外の林野率が 92.6%を占める中山間地域です。

2-3-2 植生

県有地内の植生は、木本群落 8、草本群落 5、その他 3 に区分されています。上山高原および扇ノ山には、希少な植生が多く残されており、兵庫県版レッドデータブックでは扇ノ山、霧ヶ滝周辺のトチノキ林、扇ノ山のブナ林は貴重性の高いものとされています。また、上山高原には、人との共生により育まれてきたススキ草原が広がっており、ササ地化した箇所については人力による再生が進められています。周辺集落には、大半がかつて薪炭林として活用されてきた二次植生（里山林）で、コナラ・ミズナラ林が分布していました。また、同様に、谷沿いを中心にスギ・ヒノキの植林地も多くみられます。ザゼンソウ、ノハナショウブ等の貴重種が、岸田川や小又川など水辺を中心に多く分布しています。

比較的標高の高い牛ヶ峰山（713m）には、二次植生でも気温の低いところに成立するクリ - ミズナラ群落が広がっています。さらに、生活に近い場として、農地の内外にはイネ科、カヤツリグサ科などを中心とした水田雑草群落が見られます。

現況植生図（平成 13 年当時）

